## 2022 年度 民事訴訟法 I

第 28 回・29 回 「既判力(1) 既判力(総論)」

「既判力(2) 既判力の客観的範囲」

## 《到達目標》

- 1. 既判力の目的と根拠を理解している。
- 2. 既判力の積極的作用と消極的作用について理解し、訴訟物相互が先決関係にある場合や 矛盾関係にある場合を含めて、訴訟物との関係について説明できる。
- 3. 既判力の客観的範囲を理解し、既判力が判決主文に包含するものに限られることの意義について説明できる。
- 4. 既判力の客観的範囲と判決理由中で相殺の抗弁が判断された場合の関係について説明できる。
- 5. 判決理由中の判断の後訴に及ぼす影響について、判例・学説を踏まえて、具体例に即して説明できる。
- 6. 一部請求についての判決確定後の残部請求の可否について、判例・学説を踏まえて、具体例に即して説明できる。
- 7. 既判力の時的範囲について理解し、民事訴訟において既判力の基準時の概念が必要な理由について説明できる。
- 8. 基準時後における形成権の行使について、判例・学説を踏まえて、具体例に即して説明できる。
- 9. 損害賠償を命ずる確定判決の基準時後に発現した後遺症と既判力の関係について、判例・学説を踏まえて説明できる。
- 10. 確定判決の変更を求める訴えについて、条文を参照して説明できる。損害賠償を内容とする将来の給付を命ずる確定判決の基準時後の損害額の増減について、確定判決の変更を求める訴えが認められる場合とそうでない場合のそれぞれを、具体例に即して説明できる。
- 1. 既判力の意義と根拠
- Q. 紛争を蒸し返すとは何を意味するのか。
- Q. 既判力の根拠はどのように説明するか。
- 2. 既判力の客観的範囲
- Q. 既判力はなぜ主文に限定されるのか。
- Q. 既判力はいつの時点の判断に生じるのか。
- Q. 既判力の2つの作用について説明しなさい。
- Q. 以下の場合に前訴判決の既判力は後訴に及ぶか。
- (1) ある土地の所有権確認請求訴訟において敗訴した原告が、再び同一土地の所有権確認

訴訟を提起する場合。

- (2)貸金返還請求訴訟において敗訴した被告が、当該貸金債務の不存在確認訴訟を提起した場合。
- (3)貸金返還請求訴訟において勝訴した原告が、再度同一の貸金返還請求訴訟を提起する場合。
- (4) ある建物の所有権確認請求訴訟において勝訴した原告が、同一の被告に対して所有権 に基づいて当該建物の明渡請求訴訟を提起した場合。
- (5)所有権に基づいてある建物の明渡請求訴訟を提起して勝訴した原告が、同一の被告に対して当該建物の所有権確認訴訟を提起した場合。
- (6) ある建物の所有権確認請求訴訟において敗訴した土地所有権者である被告が、同一の 原告に対して土地所有権に基づく当該建物収去土地明渡請求訴訟を提起した場合。
- (7) ある土地の所有権確認訴訟で敗訴した被告が、同一土地につき同一原告に対して所有権確認訴訟を提起した場合。
- (8) 売買代金支払請求で敗訴し、義務を履行した被告が、前訴で既に主張した、売買契約が錯誤により無効であることを理由として、原告の受け取った金銭が不当利得にあたるとして、前訴原告に対して不当利得返還請求訴訟を提起した場合。
- (9)貸金返還請求訴訟において弁済の抗弁が認められて勝訴した被告が、同一原告に対して、当該貸金債務が時効によって消滅していたと主張して不当利得返還請求訴訟を提起した場合。
- (10) ある土地について売買契約に基づき所有権を取得したと主張して提起された土地引渡請求訴訟において、当該売買契約が詐欺によるものであるから取り消したと主張したが敗訴した被告が、同一原告に対して、再び詐欺による売買契約取消しを主張して、所有権移転登記の抹消登記請求訴訟を提起した場合。
- (11) 売買代金請求訴訟において、被告の原告に対する貸金債権による相殺が認められて判決が出たあと、被告が同一原告に対して同一の貸金債権請求訴訟を提起した場合。
- (12) 売買代金 500 万円の支払を求める訴訟において、被告が原告に対して有する 700 万円の貸金債権をもって相殺する旨の抗弁を主張したところ、自働債権の成立が認められず請求認容判決が下された後、被告が原告に対して 700 万円の貸金返還請求訴訟を提起した場合。
- (13) 交通事故による受傷に関して口頭弁論終結時までに支出した治療費につき一時金で 損害賠償を命じる前訴判決が確定した後、前訴の原告がその後に生じた後遺症の治療費に ついて再度損害賠償請求訴訟を提起した場合。
- (14) 将来の賃料相当額の損害金請求を認容する判決が確定した後、前訴原告が、その後土地の価格が高騰したことにより前訴判決の認容額が不相当となったと主張して、適正賃料額との差額に相当する損害金の支払を求める訴訟を提起した場合。
  - (15) 交通事故による受傷に関して将来の逸失利益・介護費用・入院費を定期金賠償の形で

命じる判決が確定した後で、前訴原告が、後遺症の程度が予測に反して悪化したことを主張 して、新たに相当な定期金の支払を求める場合。

参考判例① 最判昭和 51 年 9 月 30 日民集 30 巻 8 号 799 頁 (百選 7 9 事件)

参考判例② 最判昭和 42 年 7 月 18 日民集 21 巻 6 号 1559 頁(百選 8 2 事件)

参考判例③ 最判昭和 61 年 7 月 17 日民集 40 巻 5 号 941 頁(百選 8 3 事件)

参考判例④ 最判昭和 44 年 6 月 24 日判時 569 号 48 頁(百選 8 4 事件)

参考判例⑤ 最判昭和 49 年 4 月 26 日民集 28 巻 3 号 503 頁(百選 8 5 事件)

\*最判平成9年3月14日判時1600号89頁(百選A27事件)

- 3. 既判力の時的限界
- Q. 実体法上の形成権を基準時後に行使することにはどのような問題があるのか。
- Q. 判例が、取消権は基準時後に行使できない(既判力によって遮断される)としながら、 建物買取請求権は行使できる(既判力によって遮断されない)としているのは、いかなる理 由からか。

参考判例⑥ 最判昭和 55 年 10 月 23 日民集 34 巻 5 号 747 頁 (百選 7 7 事件)

参考判例⑦ 最判平成 7 年 12 月 15 日民集 49 巻 10 号 3051 頁(百選 7 8 事件)

## 4. 一部請求後の残部請求

## 【事例問題】

- (1) XはYに対して有する不法行為に基づく損害賠償債権1億円のうち、3000万円の支払を請求する訴訟を提起したが、裁判所はYの不法行為自体を認めずXの請求を棄却し、この判決は確定した。その後Xは再び訴えを提起し、前訴で請求した3000万円を除く7000万円の支払を求めた。裁判所はどのように判断するべきか。
- (2) XはYに対して有する売買代金 800 万円のうち、400 万円の支払を請求する訴訟を 提起した。この訴訟でYは、自己がXに対して有する 600 万円の反対債権により相殺する 旨の抗弁を主張した。
- ① この訴訟で売買代金 800 万円の存在は認定され、Yの 600 万円の反対債権は不存在であると認定された。
- ② この訴訟で売買代金800万円及びYの600万円の反対債権いずれについてもその存在が認められ、相殺の抗弁も認められた。
- ①、②それぞれについて、裁判所の判決及び既判力の生じる範囲を述べよ。

参考判例⑧ 最判平成 10 年 6 月 12 日民集 52 巻 4 号 1147 頁(百選 8 0 事件)

参考判例⑨ 最判昭和 32 年 6 月 7 日民集 11 巻 6 号 948 頁(百選 8 1 事件)